

「住民の健康最優先」

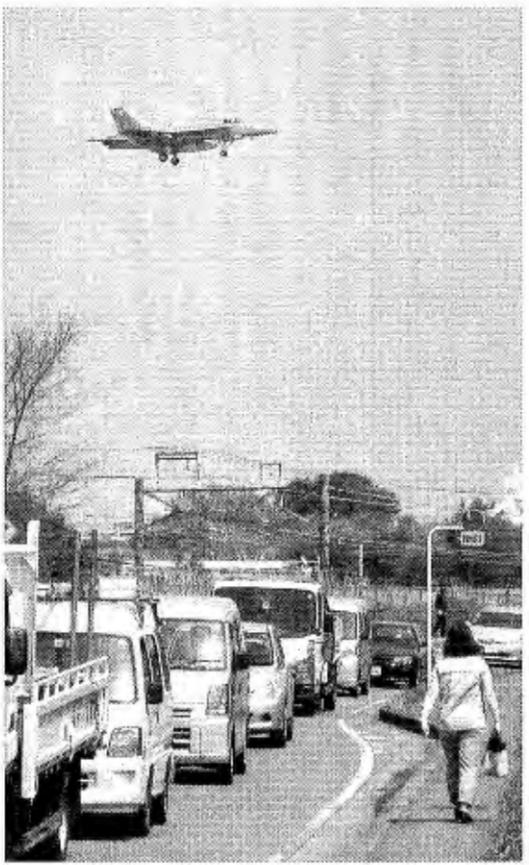
安保の代償

4次厚木控訴審判決

「当時は分からなかったけれど、今振り返ると爆音の影響はあったと思う」

第4次厚木爆音訴訟の原告の1人で、大和市内の病院に勤務する看護士の関口安子さん(66)＝同市在住＝は15年ほど前、重い心臓病で人工弁を入れる手術をした。

当時は働き盛り。泊まり勤務を終え、日中に自宅で寝ようとしても、ジェット機の轟音で眠れない。睡眠不足で翌日も体力が回復し



厚木基地に着陸するために高度を下げた米空母艦載機。4月、大和市内

ない。勤務中も疲れから立ち、家では長女に当たることがあった。医学的な裏付けはないが、心臓への過度の負担が病気の遠因になった可能性を考へる。

基地から約10キロ北方に住む主婦の宮城ゆみ子さん(66)＝町田市本町田＝も原周辺住民250万人といわれる厚木基地。「子ども

1975年9月	航空自衛隊小松基地(石川県小松市)周辺の住民が戦闘機などの飛行差し止めなどを求めて提訴。全国初の基地騒音訴訟
76年9月	厚木基地周辺住民が米軍機などの夜間・早朝の飛行差し止めと、過去分と将来分の賠償を求めて第1次提訴
82年10月	第1次訴訟で横浜地裁が過去の被害分について国の責任を認め、国に約3600万円の賠償を命じる判決
84年10月	第2次提訴
93年2月	第1次訴訟と横浜地裁訴訟で基地騒音訴訟初の最高裁判決。第1次訴訟は東京高裁が過去の賠償請求を棄却した部分を破棄し、審理差し戻し
95年12月	第1次訴訟の差し戻し控訴審判決で、東京高裁が国に約1億600万円の賠償(過去分のみ)を命令＝確定
97年12月	第3次提訴
99年7月	第2次訴訟の控訴審判決で、東京高裁が国に約1億7000万円の賠償(過去分のみ)を命令＝確定
2006年7月	第3次訴訟の控訴審判決で、東京高裁が国に約40億4000万円の賠償(過去分のみ)を命令＝確定
07年12月	第4次提訴
14年5月	第4次訴訟の判決で、横浜地裁が自衛隊機の夜間・早朝の飛行差し止めを命令
15年7月30日	第4次訴訟の控訴審判決で、東京高裁も自衛隊機飛行差し止めを命令。将来分の損害賠償も初めて認める

被害救済さらに前進

今回、東京高裁判決は損害賠償の将来請求分も認

めた。より被害救済に踏み込んだ。「健康被害の訴えがなかったら、ここまで被害救済を重視した判決は出なかったと思う」。原告側のある弁護士は感慨を深くする。

判決では「住民の睡眠妨害は相当深刻。損害賠償のみで、回復することはできない」と述べただけではない。一審で飛行差し止めを命じた自衛隊機について

「海上交通の安全確保に極めて大きな意義がある」とした国の反論にも、「被害実態に照らし、原告に『重大な損害を生じる恐れがある』と認められ、公共性や公益性のみで(住民の被害を)否定することはできない」と断じた。

松井教授は「住民の健康と、お金や公益性とををはかりにかけられないと、暗に『一蹴した』と判決を読み解き、『水俣病やイタイイタイ病などの四大公害病に加え、航空機騒音で5大公害と言ってもいいレベル』と分析する。

「WHOも裁判所も認めているのに、日本政府だけが認めていないのはおかしい。住民の健康を最優先する」として自衛隊機の深夜・早朝の飛行差し止めを命じた。(山元信之、川口肇)

判決に重み 国は対応を

黒岩知事 「判決の重みを受け止め、岩祐治知事は30日、都内で記者団に「騒音被害にしっかりと向き合いたい」といけな

に答えた。米軍機の飛行差し止めは退けられ、実質的な被害軽減につながるという指摘には、厚木から岩国への空母艦載機の移駐が当初計画より遅れて「2017年ごろまでに完了」とされたことに触れ「移駐を計画通り実現していくことが大事。関係市町と一緒に、米軍基地の整理・縮小を強力に推し進めるように国に要望していく」とした。

被害解消へ全力を

関係自治体首長 服部信明茅ヶ崎市市長 国は住民の訴えを厳粛に受け止め、一日も早い騒音被害の解消に向けて取り組みを強化することを望む。

抜本的解決が必要

消に向けて取り組んでほしい。遠藤三紀夫座間市長 一審判決と同様の判決がなされた事実を真摯に受け止め、国の責任において航空機騒音問題の抜本的解決に向け最大限の努力を払うとともに、それまでの間、騒音被害の軽減策を講じるようあらためて強く望みたい。

判決要旨

【過去に発生した分の損害賠償請求】 厚木基地は国家賠償法上の「公の營造物」で、設置・管理者の国は賠償責任を免れない。原告は、本件で問題となる5年1月以降、世界保健機関(WHO)のガイドラインが定める値に照らしても相当に

【慰謝料の額】 騒音は昭和30年代半ば(1960年ごろ)から継続し、国による住宅防音工事の助成は防止対策として限界がある。他の周辺対策も軽減効果があるが評価できない。05年1月以降の厚木基地の使用と供用は、WHO以上の地域の住民に、生活上受忍すべき限度を超える被害を生じさせるもので、違法な権利、利益の侵害だ。

第4次厚木基地騒音訴訟で東京高裁が30日に言い渡した控訴審判決の要旨は次の通り。この時間帯でも、防衛出動などを目的とした飛行は必要と緊急性が極めて高く、客観的にやむを得ない場合は除外事由とするのが相当だ。

【自衛隊機の飛行差し止め請求】 原告はうるささ指数(WECPNL、W値)75以上の地域に居住し、睡眠妨害やその他の生活妨害で、人格的利益は大きく損なわれている。睡眠妨害は健康被害に直接結び付きうるもので、程度は深刻だ。

海上自衛隊は午後10時から翌日午前6時まで原則、航空機を飛行させない措置を取っているが、騒音は改善されていない。この時間帯の飛行で達成しようとする行政目的に比べ、原告らに与える被害は過大だ。自衛隊法が定めた周辺住民への災害防止の措置義務

【将来発生分の損害に関する賠償請求】 使用や供用の違法性が約40年継続し、今後も同程度の騒音が続く可能性が高い。米軍移駐で騒音状況の変化が見込まれるため、16年末までに限り将来分の請求を認める。

【将来発生分の損害に関する賠償請求】 使用や供用の違法性が約40年継続し、今後も同程度の騒音が続く可能性が高い。米軍移駐で騒音状況の変化が見込まれるため、16年末までに限り将来分の請求を認める。